

証券コード：2730  
2024年6月27日

株 主 各 位

(本店所在地)  
広島市中区紙屋町二丁目1番18号  
(本社事務所)  
大阪市北区中之島二丁目3番33号

**株式会社 エディオン**

代 表 取 締 役 員 久 保 允 誉  
会 長 執 行 役 員

## 第23回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第23回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

### 報告事項

- 第23期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第23期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件  
本件は上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件  
本件は原案どおり承認可決され、当期末の株主配当金につきましては、1株につき23円と決定いたしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件  
本件は原案どおり承認可決されました。  
なお、変更の内容は次ページ以降に掲載のとおりです。
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件  
本件は原案どおり承認可決され、久保允誉、山崎徳雄、高橋浩三、金子悟士、淨弘晴義、石田亜紀、井上利郎、石橋省三、高木施文、眞弓奈穂子、福島淑彦、森忠嗣の各氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任され、それぞれ就任いたしました。

- 第4号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件  
本件は原案どおり承認可決され、山根よしえ、福田有希、坂井義清、清水英昭の各氏が監査等委員である取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
本件は原案どおり承認可決され、年額8億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）と決定いたしました。
- 第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
本件は原案どおり承認可決され、年額1億円以内と決定いたしました。
- 第7号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件  
本件は原案どおり承認可決され、年額3億円以内と決定いたしました。

定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 （条文省略）	第1条～第3条 （変更前のとおり）
（機関）	（機関）
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	（削 除）
4. 会計監査人	3. <u>会計監査人</u>
第5条～第10条（条文省略）	第5条～第10条（変更前のとおり）
（株主名簿管理人）	（株主名簿管理人）
第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。
② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。	② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u> によって選定し、これを公告する。
③ （条文省略）	③ （変更前のとおり）

変更前	変更後
<p>(株式取扱規程) 第12条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、<u>社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p style="padding-left: 40px;">② (条文省略)</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当会社の取締役は、16名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p>	<p>(株式取扱規程) 第12条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>の定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 (変更前のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条 (変更前のとおり)</p> <p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p style="padding-left: 40px;">② (変更前のとおり)</p> <p>第16条～第18条 (変更前のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、16名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">② <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">② (変更前のとおり) ③ (変更前のとおり)</p> <p>(任期) 第21条 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。4.5</p>

変更前	変更後
<p>(新 設)</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会は、その決議により会長、社長各1名、副会長、副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長が招集し、議長となる。</p> <p>② 社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>③ 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>⑤ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選にかかる決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② (変更前のとおり)</p> <p>③ 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会長、社長各1名、副会長、副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>② 前項の招集権者および議長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

変更前	変更後
<p>(新 設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第30条 監査役および補欠の監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役および補欠の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条～第27条 (変更前のとおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定める。</p> <p>第29条 (変更前のとおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

変更前	変更後
<p>③ <u>補欠の監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開催のときまでとする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査役が就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第32条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集)</u>  <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)

変更前	変更後
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
(新 設)	第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前ま
(新 設)	で各監査等委員に対して発する。ただし、緊
(新 設)	急の必要があるときは、この期間を短縮するこ
(新 設)	とができる。
(新 設)	② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集
(新 設)	の手続きを経ないで監査等委員会を開催するこ
(新 設)	とができる。
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
第37条～第40条 (条文省略)	第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本
(新 設)	定款のほか、監査等委員会において定める監査
(新 設)	等委員会規程による。
第37条～第40条 (条文省略)	第32条～第35条 (変更前のとおり)
(新 設)	附 則
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
(新 設)	当社は、会社法第426条第1項の規定により、第
(新 設)	23回定時株主総会において決議された定款一部変更の
(新 設)	効力が発生する前の同法第423条第1項の行為に関す
(新 設)	る監査役(監査役であった者を含む。)の責任を取締役
(新 設)	会の決議をもって法令の限度において免除することが
(新 設)	できる。
(新 設)	<u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u>
(新 設)	第23回定時株主総会終結前の監査役(監査役であつ
(新 設)	た者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項

以 上

## 期末の株主配当金のお支払いについて

当期末の株主配当金は2024年6月28日（金曜日）からお支払いいたしますので、同封の「期末配当金領収証」により、取扱期間中にお受け取り願います。

また、銀行口座への振込をご指定の方には、「期末配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認のご案内」を同封いたしましたので、ご確認ください。

※株式数比例配分方式を選択されている株主様の配当金のお振込先につきましては、口座を開設されている証券会社等にお問合せください。

第23回定時株主総会後の取締役会及び監査等委員会の決議を経て、当社の取締役の陣容は次のとおりとなりました。

今後ともご支援、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

代表取締役会長執行役員 CEO	久保允誉
代表取締役副会長執行役員	山崎徳雄
代表取締役社長執行役員 COO	高橋浩三
取締役副社長執行役員	金子悟士
取締役専務執行役員	浄弘晴義
取締役上席執行役員	石田亜紀
取締役上席執行役員	井上利郎
社外取締役	石橋省三
社外取締役	高木施文
社外取締役	眞弓奈穂子
社外取締役	福島淑彦
社外取締役	森忠嗣
取締役（常勤監査等委員）	山根よしえ
社外取締役（監査等委員）	福田有希
社外取締役（監査等委員）	坂井義清
社外取締役（監査等委員）	清水英昭



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。